

約款 (LION FX のお客様用)対比表

平成 27 年 12 月 15 日

(青字部分は追加、~~青字~~部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>第2条(自己責任の原則)</p> <p>お客様は、本取引を行うにあたっては、本約款の内容を承諾し、本取引の内容、仕組み及びリスクに関して「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」、「店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書(LION FXのお客様用)」、「取引説明書(LION FX 個人のお客様用)または取引説明書(LION FX 法人のお客様用)」、「リスク説明書(LION FX お客様用)」、「必要証拠金一覧表(LION FX 個人のお客様用) または必要証拠金一覧表(LION FX 法人のお客様用)」、「信託保全説明書(LION FXのお客様用)」(以下、「契約締結前交付書面」といいます。)をよく読み、内容を十分理解したうえでお客様自らの責任と判断において取引することに同意するものとします。</p>	<p>第2条(自己責任の原則)</p> <p>お客様は、本取引を行うにあたっては、本約款の内容を承諾し、本取引の内容、仕組み及びリスクに関して「店頭外国為替証拠金取引に係るご注意」、「店頭外国為替証拠金取引に関する事前説明書(LION FXのお客様用)」、「取引説明書(LION FX 個人のお客様用)または取引説明書(LION FX 法人のお客様用)」、「リスク説明書(LION FX 個人のお客様用)またはリスク説明書(LION FX 法人のお客様用)」、「必要証拠金一覧表(LION FX 個人のお客様用) または必要証拠金一覧表(LION FX 法人のお客様用)」、「信託保全説明書(LION FX お客様用)」(以下、「契約締結前交付書面」といいます。)をよく読み、内容を十分理解したうえでお客様自らの責任と判断において取引することに同意するものとします。</p>
<p>第37条(個人情報の取扱い)</p> <p>当社は、取扱うすべての個人情報の重要性を認識し、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項(JIS Q15001:2006)」、個人情報の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、個人情報保護方針3.利用目的の特定で定める利用目的および本条で定める米国内国歳入庁(以下、IRSといいますが)へ報告する目的以外の目的で個人情報を利用いたしません。</p> <p>2. 当社は、外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合(該当する可能性があると当社が判断する場合を含む。)、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ログインID、取引内容(口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等)、その他IRSが指定する情報をIRSに提供することがあります。</p> <p>3. お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の個人情報保護方針の内容及び本条第2項の内容を承諾するものとします。</p>	<p>第37条(個人情報等の取扱い)</p> <p>当社は、取扱うすべての個人情報および個人番号(以下、「個人情報等」といいます。)の重要性を認識し、日本工業規格「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項(JIS Q15001:2006)」、個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守し、個人情報保護方針3.等の取扱いについて1. 利用目的の特定についてで定める(2)利用目的および本条第2項で定める米国内国歳入庁(以下、IRSといいますが)へ報告するの目的以外の目的で個人情報等を利用いたしません。</p> <p>2. 当社は、外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)に基づく米国政府および日本政府からの要請への対応のため、お客様が米国における納税義務のある自然人に該当する場合(該当する可能性があると当社が判断する場合を含む。)、お客様の氏名、住所、米国納税者番号、ログインID、取引内容(口座残高、入出金額、口座に発生した所得の額等)、その他IRS米国内国歳入庁が指定する情報をIRS米国内国歳入庁に提供することがあります。</p> <p>3. お客様は、口座開設の申込みにあたり、当社の口座開設にあつての個人情報保護方針等の取扱いについての内容及び本条第2前2項の内容を承諾するものとします。</p>
平成 27 年 5 月 4 日現在	平成 27 年 12 月 21 日